企業の皆様、はたらく皆様へ

東京都産業労働局

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

令和３年６月11日更新版

東京都では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主・個人事業主の方や働く方を対象に、各種支援策を実施していますので、ご活用ください（国の支援策もあわせて掲載しています）。

※事業の詳細等については、各施策の紹介欄記載のお問合せ先にご連絡ください。
※事業の内容は変更することがあります。最新の情報は各施策の紹介欄記載のホームページをご確認ください。

目　次

事業主・個人事業主の方向けの支援策

（◆東京都の支援策　◇国の支援策）

【給付金等】
◆協力金・支援金　1～4
◇月次支援金　5
◆東京都月次支援給付金　5

【助成金等】
◆一時支援金等受給者向け支援　6
◇事業再構築補助金　7
◆ガイドライン等に基づく感染症対策支援　7
◆飲食事業者業態転換支援　8
◆飲食事業者テラス営業支援　8
◆緊急販路開拓助成　8
◆オンラインツアー造成支援　8
◆観光業界経営課題解決促進　9
◆アドバイザーを活用した観光事業者支援　9
◆タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援　9
◆宿泊施設非接触型サービス等導入支援　9
◆宿泊施設客室等環境整備支援　10
◆宿泊施設テレワーク利用促進　10
◆テレワーク促進助成金　10
◆テレワーク・マスター企業支援奨励金　11
◆小規模テレワークコーナー設置促進　11
◆雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進　11
◇雇用調整助成金の特例措置　12
◇産業雇用安定助成金　12
◇両立支援等助成金　12
◆雇用環境整備促進　12
◆母性健康管理措置促進　13

【融資】
◆感染症対応融資　13
◆事業転換・業態転換等支援融資　13
◇無利子・無担保融資　14
◇資本性劣後ローン　14
◆農林漁業特別対策資金　14

【相談】
◆中小企業者等特別相談窓口　15
◆フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口　15
◆緊急労働相談ダイヤル　15
◆事業承継等の経営課題に対するオンライン相談　15
◇経営相談窓口　15

【専門家派遣】
◇専門家による経営アドバイス　15
◆専門家派遣(感染症対応特別枠)　16
◆事業再生特別相談窓口　16
◆観光事業者経営力強化支援　16
◆休業等支援　16
◆ワクチン接種等雇用環境整備支援　17

【その他】
◆テレワークオンラインセミナー　17
◆水道料金・下水道料金の支払猶予　17
◆都税の徴収猶予　17
◆固定資産税に係る軽減制度　17

目　次

個人の方向けの支援策

（◆東京都の支援策　◇国の支援策）

【給付金等】
◇休業支援金・給付金　18
◇生活支援特別給付金　18
◇小学校休業等対応支援金　18
◇住居確保給付金　18

【融資】
◇緊急小口資金、総合支援資金　19
◆中小企業従業員融資　19

【就職支援】
◆緊急対策委託訓練　20
◆早期再就職緊急支援　20
◆業界連携再就職支援　20
◆デジタル人材育成支援　20
◆雇用創出・安定化支援　21

【相談】
◆オンライン就職支援　21
◆緊急就職相談ダイヤル・窓口　21
◆緊急労働相談ダイヤル　21
◆休業支援金・給付金等相談　21

【その他】
◆TOKYOチャレンジネット　22
◆こころといのちを支える相談　22
◆水道料金・下水道料金の支払猶予　22
◆都税の徴収猶予　22
◆多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供　22

◆ 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが
利用できる、**東京都および国の支援情報**を探すことができるサイトです。

https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/

なお、支援情報ナビでは、**区市町村の関連情報**についてもご案内しております。

https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/cities

◆ 公益財団法人 東京都中小企業振興公社
中小企業・個人事業主（フリーランス含む）向け支援情報特設サイト

中小企業経営者や個人事業主（フリーランス含む）の方向けに、
国・東京都・区市町村の支援情報をまとめています。
また、今後の事業継続に役に立つ情報を動画配信いたします。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/corona/

◆ 経済産業省 新型コロナウイルス支援策パンフレット

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける
国の支援策をとりまとめたパンフレットです。

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

◆ TOKYO テレワークアプリ

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みや
サテライトオフィス等の検索など、テレワークの推進を支援する東京都公式アプリです。

ダウンロードはこちらから

https://tokyo-telework.metro.tokyo.lg.jp/store/

給付金等（東京都）
飲食店等を対象

営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

4/1～4/11 実施分

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和３年４月１日から４月１１日までの期間において、営業時間の短縮が要請されたことに伴い、要請に全面的にご協力いただいた飲食事業者等の店舗を対象として、協力金を支給いたします。

＜主な対象要件＞

○**４月１日から４月１１日まで**の期間において営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等
（大企業、中小企業、個人事業主等が運営する店舗）
○従前、夜２１時から翌朝５時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝５時から夜２１時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は１１時から２０時までとすること
○対象期間中、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示していただくこと
○申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと　など

＜支給額＞　一店舗当たり、４４万円
＜申請受付期間＞申請受付期間　令和３年５月３１日（月）～令和３年６月３０日（水）
＜申請方法＞ポータルサイトから申請できます。https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr/index.html
申請書類は、上記ポータルサイトや、都税事務所・支所、都内区市町村役所等で、入手できます。

ポータルサイト

4/12～5/11 実施分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都内の飲食店等に営業時間の短縮及び休業が要請されたことに伴い、営業時間短縮要請等に全面的にご協力いただいた飲食事業者等の店舗を対象として、新たに事業規模に応じて協力金を支給いたします。

＜対象期間＞　まん延防止等重点措置期間（**令和３年４月１２日から４月２４日まで**）
緊急事態措置期間（**令和３年４月２５日から５月１１日まで**）

＜主な対象要件＞

○対象期間において営業時間短縮及び休業の要請を受けた飲食店等
（大企業、中小企業、個人事業主等が運営する店舗）
○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示すること
○申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと　など
※その他対象要件等の詳細は、実施概要やポータルサイト等をご確認ください。
※事業規模別の協力金の支給額の算定については２ページをご確認ください。

＜支給額＞　（１）中小企業等　一店舗当たり６８万円から６００万円
（２）大企業　一店舗当たり上限６００万円
＜申請受付期間＞申請受付期間　令和３年６月３０日（水）～令和３年７月３０日（金）
＜申請方法＞ポータルサイトから申請できます。https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr2/index.html
申請書類は、上記ポータルサイトや、都税事務所・支所、都内区市町村役所等で、入手できます。

ポータルサイト

5/12～5/31 実施分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、営業時間短縮及び休業の要請に全面的にご協力いただいた飲食事業者等の店舗を対象として、協力金を支給いたします。

＜対象期間＞　令和３年５月１２日から５月３１日まで

＜主な対象要件＞

○対象期間において営業時間短縮及び休業の要請に全面的にご協力いただいた飲食店等
○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示すること
○申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと　など

＜支給額（予定）＞（１）中小企業等　一店舗当たり８０万円から４００万円
（２）大企業　一店舗当たり上限４００万円

給付金等（東京都）
飲食店等を対象

営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

6/1～6/20 実施分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、営業時間短縮及び休業の要請に全面的にご協力いただける飲食事業者等の店舗を対象として、協力金を支給いたします。

＜対象期間＞　令和３年６月１日から６月２０日まで

＜主な対象要件＞

○対象期間において営業時間短縮及び休業の要請に全面的にご協力いただいた飲食店等
○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示すること
○申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと　など

＜支給額（予定）＞（１）中小企業等　一店舗当たり８０万円から４００万円
（２）大企業　一店舗当たり上限４００万円

事業規模別の協力金の支給額の算定について（4/12～5/11 実施分）

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（４/１２～５/１１実施分）は、売上高に応じた金額を支給します。
支給額は、店舗ごとの「１日当たりの売上高」を基に算出します。「１日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（４月および５月）の売上高総額を 61 日（４月及び５月の歴日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税を除きます）。

＜支給額の算出方法＞

（１）　中小企業及び個人事業主　「売上高方式」又は**「売上高減少額方式」**を選択します。
※店舗ごとに方式を選択することはできませんのでご注意ください。

（２）　大企業　「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出します。

＜２３区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の飲食店等（Ⅰ）＞
※全期間（４月１２日～５月１１日）で同一の考え方です。

（１）　売上高方式
2019 年又は 2020 年の１日当たりの売上高により支給額を算出します。
１０万円以下：一律４万円×３０日（要請日数）
１０万円超～２５万円未満：１日当たりの売上高×０．４×３０日
２５万円以上：一律１０万円×３０日　※千円未満切上げ

（２）　売上高減少額方式
（2019 年又は 2020 年の４月及び５月の１日当たりの売上高－2021 年の４月及び５月の１日当たりの売上高）×０．４×３０日
※千円未満切上げ

＜上記以外の区域の飲食店等（Ⅱ）＞※期間によって、支給額の考え方が異なります。
○まん延防止等重点措置期間（４/１２～４/２４）
中小企業等及び大企業ともに支給額は、一律４万円×１３日（要請日数）です。
○緊急事態措置期間（４/２５～５/１１）
上記（Ⅰ）の区域と同様の算出方法となります。
ただし、要請日数は、３０日ではなく１７日となりますのでご注意ください。

※その他詳細は、実施概要やポータルサイト等をご確認ください。

東京都 感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー
感染防止対策を実施して、「感染防止徹底宣言ステッカー」をオンライン上で発行し、店舗等で掲示することで、都民の皆様が安心して利用できる店舗等であることをお知らせすることができます。
また、店舗ごとにマネージャーなどの責任者を「コロナ対策リーダー」に選任していただき、e-ラーニング研修の受講後、修了がわかるシールをステッカーに貼付することで、「コロナ対策リーダー」が店舗・利用客双方に感染防止マナーを促進していることをお知らせできます。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

給付金等（東京都）
大規模施設を対象

休業要請を行う大規模施設に対する協力金

4/25～5/11 実施分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、休業要請に対して全期間、全面的にご協力いただいた 1,000 ㎡超の大規模施設の運営事業者及びテナント事業者等の皆様を対象として、協力金を支給いたします。

＜対象期間＞ 緊急事態宣言発令期間（**令和３年４月２５日から令和３年５月１１日まで**）
※４月 24 日までに開業していた実績が必要です。
※やむを得ない理由で４月 27 日から休業した場合でも、要件を満たすものとして取り扱いますが、ご協力いただいた期間に応じて支援金の支給額が異なります。

＜支給額＞ **（１）大規模施設 休業面積千平方メートルあたり 20 万円/日**（テナント数等により加算あり）
（２）テナント等 休業面積百平方メートルあたり２万円/日
（百貨店や映画館については、別途定める算出方法で支給）

＜主な対象要件＞
○令和３年４月 25 日（日）から５月 11 日（火）までの間、休業等の要請を受けた大規模施設運営事業者及びテナント事業者等
○上記対象期間において、休業等の要請に全面的にご協力をいただいた都内の大規模施設の運営事業者及びテナント事業者等が対象
○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」　を店舗ごとに掲示していただくこと
○都外に本社がある事業者も都内の施設・テナントで全面的にご協力いただいた場合は対象

＜受付開始時期等＞（１）受付要項公表　　令和３年６月 30 日（水）14 時（予定）
（２）申請受付期間　　令和３年６月 30 日（水）～７月 30 日（金）
※テナント事業者等が個別に申請する場合の受付期間等は後日お知らせします。

＜申請方法など＞
○ＷＥＢ申請又は郵送
○本協力金の申請手続は、大規模施設運営事業者がテナント事業者等の申請書類をとりまとめて申請していただくことを基本とします。
○やむを得ずテナント事業者等が自ら申請する場合の申請方法等については、後日お知らせする「協力金のご案内」をご覧ください。

ポータルサイト

5/12～5/31 実施分

東京都が実施する休業要請に応じて、令和３年５月 12 日から５月 31 日までの全期間（20 日間）、全面的にご協力いただいた 1,000 ㎡超の大規模施設及びテナント等に対して、事業規模（休業面積）に応じて支給します。

※４/25～５/11 実施分の協力金と同様の考え方で支給します。

6/1～6/20 実施分

東京都が実施する営業時間短縮要請及び一部施設への土日休業要請等に応じて、令和３年６月１日から６月 20 日までの全期間（20 日間）、全面的にご協力いただける 1,000 ㎡超の大規模施設及びテナント等に対して、事業規模（休業面積）及び営業時間短縮割合に応じて支給します。

※営業時間短縮に係る計算*を除き、４/25～５/11 実施分・５/12～５/31 実施分の協力金と同様の考え方で支給します。

＊ **1,000 ㎡超の大規模施設の計算式**
休業面積千平方メートルあたり 20 万円／日
×（営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間）

テナント等の計算式
休業面積百平方メートルあたり２万円／日
×（営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間）

給付金等（東京都）
飲食店以外の中小企業等を対象

休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金

4/25～5/11 実施分

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、人流の抑制をより一層図るため、都独自の取組として、休業の協力依頼等に全面的にご協力いただいた中小企業、個人事業主等を対象に支援金を支給いたします。

＜対象期間＞ 緊急事態宣言発令期間（**令和３年４月２５日から令和３年５月１１日まで**）

＜支給額＞１店舗当たり 34 万円

※やむを得ない理由で４月 25 日からの取組の開始が間に合わず、令和３年４月 27 日から５月 11 日までの間、全面的にご協力いただいた場合、**１店舗当たり 30 万円**

＜主な対象要件＞

○令和３年４月２５日（日）から５月１１日（火）までの間、休業の協力依頼等を受けた中小企業、個人事業主等
○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと
○都外に本社がある事業者も都内の施設・テナントで全面的にご協力いただいた場合は対象

＜受付開始時期等＞

（１）受付要項公表　　令和３年６月 30 日（水）14 時（予定）
（２）申請受付期間　　令和３年６月 30 日（水）～７月 30 日（金）

ポータルサイト

＜申請方法など＞

○ＷＥＢ申請又は郵送
○申請手続の詳細については、後日お知らせする「支援金のご案内」をご覧ください。

5/12～5/31 実施分

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、人流の抑制をより一層図るため、都独自の取組として、休業の協力依頼等に全面的にご協力いただいた中小企業、個人事業主等を対象に支援金を支給いたします。

＜対象期間＞ 緊急事態宣言発令期間（**令和３年５月１２日から令和３年５月３１日まで**）

＜支給額＞１店舗当たり 40 万円

＜主な対象要件＞

○令和３年５月１２日（水）から５月３１日（月）までの間、休業の協力依頼等を受けた中小企業、個人事業主等
○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと
○都外に本社がある事業者も都内の施設・テナントで全面的にご協力いただいた場合は対象

＜その他・１＞

休業要請等の対象となる施設・テナントについては、東京都防災 HP に掲載しています。

【４月 25 日から５月 11 日まで】https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013655.html

【５月 12 日から５月 31 日まで】https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013756.html

【６月１日から６月 20 日まで】https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013757.html

＜その他・２＞

「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（５/12～５/31 実施分及び６/１～６/20 実施分）」
「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（５/12～５/31 実施分及び６/１～６/20 実施分）」
「休業の協力依頼を行う中小企業に対する支援金（５/12～５/31 実施分）」について、
ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

＜お問合せ先＞

※「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」「休業の協力依頼を行う中小企業に対する支援金」については、いずれも下記までお問合せください。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター　TEL：03-5388-0567　（全日９時～19 時）

給付金等（国）

月次支援金（経済産業省）

2021 年 4 月以降に実施される緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等による影響により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等に「月次支援金」を支給します。

＜給 付 額＞ 中小法人等：上限 20 万円/月、個人事業者等：上限 10 万円/月

計算方法:（2019 年又は 2020 年の基準月*1の売上）－（2021 年の対象月*2の売上）

＊1「基準月」:2019 年又は 2020 年における対象月と同じ月

＊2「対象月」:緊急事態措置等の影響を受けて売上が 50%以上減少した 2021 年の月

＜給付対象＞①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置等に伴う**飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響**を受けていること

②**2021 年の月間売上が、**2019 年または 2020 年の同月比で **50%以上減少**

※緊急事態措置等が実施される地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

＜申請期間＞4・5 月分：令和 3 年 6 月 16 日～8 月 15 日 ／ 6 月分：令和 3 年 7 月 1 日～8 月 31 日

＜お問合せ先＞
月次支援金事務局　相談窓口〈申請者専用〉
TEL：0120－211－240
IP 電話用：03－6629－0479　（8 時半～19 時、全日）

詳細については
月次支援金ホームページを
ご参照ください。

給付金等(東京都)

東京都中小企業者等月次支援給付金

2021 年 4 月以降に発出された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上高が減少した都内中小企業等を対象に、国の月次支援金に対して支給金額を加算(上乗せ)するとともに、国制度の対象要件を緩和し、支給対象を拡大(横出し)して、都独自に給付します。

＜給付対象＞(上乗せ・横出し共通)

・都内に本社・本店のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等

・都内に本社・本店のある酒類販売事業者(※)

※酒税法(昭和 15 年法律第 35 号)第 7 条に規定する酒類の製造免許又は第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けている中小企業及び個人事業者等

＜給 付 額＞

		2019 年又は 2020 年の基準月の売上－2021 年の対象月の売上	
		50%以上減少	30%以上 50%未満減少
中小企業等	酒類販売事業者	上限 20 万円／月	上限 10 万円／月
	その他の事業者	上限 5 万円／月	上限 10 万円／月
個人事業者等	酒類販売事業者	上限 10 万円／月	上限 5 万円／月
	その他の事業者	上限 2.5 万円／月	上限 5 万円／月

※月ごとに売上高の減少額に応じて給付額を決定(定額給付ではありません)

※対象月：2019 年又は 2020 年の同月比で、**売上が 30%以上減少した 2021 年 4・5・6 月**

※基準月：2019 年又は 2020 年における**対象月と同じ月**

＜給付要件＞(以下のいずれも満たす必要があります)

①緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②【上乗せ】2021 年の対象月の売上が 2019 年又は 2020 年の同じ月と比べて 50%以上減少していること

【横出し】2021 年の対象月の売上が 2019 年又は 2020 年の同じ月と比べて 30%以上 50%未満減少していること

＜申請受付＞申請受付期間や申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

＜お問合せ先＞
産業労働局 商工部 調整課 TEL：03-5320-4672

詳細については
専用ホームページを作成し、ご案内する予定です。

一時支援金等受給者向け緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、飲食店の休業・時短営業や外出自粛の影響等により、都内中小事業者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。
そこで、一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給した中小企業者の方向けに、課題解決のための専門家派遣に加え、新たな販路の開拓や新事業への展開等を支援いたします。
また、事業全般に関する相談窓口も設けておりますので、是非ご活用ください。

一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれか
を受給した中小企業者の方

一時支援金等受給者向け緊急支援事業相談窓口　☎03-3251-7881
（公財）東京都中小企業振興公社総合支援課　平日 9：00～17：00
※相談窓口を経由せずに、直接各事業にお問合せいただくことも可能です。

1 専門家の派遣
2 中小企業の販路開拓の支援
3 経営課題解決のための設備投資支援
4 デジタル技術の活用による生産性向上
5 地域資源を活用した新製品・新サービス開発支援

新事業展開等支援事業

1 専門家の派遣

経営安定化などの取組に係る経営課題を解決するため、専門家を派遣します。（１社４回まで。無料）
＜受付期間＞ 令和３年７月１日（木）から令和３年１０月２９日（金）まで
※「一時支援金等受給者向け緊急支援事業相談窓口」にて相談を実施した上で、支援が必要と認められた企業が対象です。
※ 中小企業の支援ニーズに応じ、複数の専門家による支援も実施します。また、ご希望に応じてオンラインでの対応も可能です。

▶ 問合せ先：(公財)東京都中小企業振興公社総合支援課　03-3251-7881

2 中小企業の販路開拓の支援

新たな販路の開拓に向け、国内外の展示会出展費用やECサイト出店初期登録費用等の経費の一部を助成します。
＜受付期間＞ 令和３年７月１日（木）から令和３年８月３１日（火）まで
＜助成限度額＞１５０万円　＜助成率＞５分の４

▶ 問合せ先：(公財)東京都中小企業振興公社助成課　03-3251-7937

3 経営課題解決のための設備投資支援

新たな事業の展開に必要な最新機械設備等を購入するための経費の一部を助成します。
＜受付期間＞ 令和３年７月１日（木）から令和３年８月３１日（火）まで
＜助成限度額＞３，０００万円　＜助成率＞５分の４

▶ 問合せ先：(公財)東京都中小企業振興公社設備支援課　03-3251-7884

4 デジタル技術の活用による生産性向上

自社の生産性向上のためのデジタル技術の活用に要する経費の一部を助成します。
＜受付期間＞ 令和３年７月１日（木）から令和３年８月３１日（火）まで
＜助成限度額＞３００万円　＜助成率＞５分の４

▶ 問合せ先：(公財)東京都中小企業振興公社総合支援課　03-3251-7917

5 地域資源を活用した新製品・新サービス開発支援

東京の魅力的な「地域資源」等を活用した新製品・新サービスを創出するための経費の一部を助成します。
＜受付期間＞ 令和３年７月１日（木）から令和３年８月３１日（火）まで
※申請エントリーは、７月１日（木）から７月31日（土）まで
＜助成限度額＞１，５００万円　＜助成率＞５分の４

▶ 問合せ先：(公財)東京都中小企業振興公社助成課　03-3251-7895

助成金等（国）

事業再構築補助金（経済産業省）

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

＜要　　件＞①2020 年 10 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少。
②事業計画を認定経営革新等支援機関・金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取組む。
③補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加の達成。

【中小企業】	■通常枠	補助額：100 万円～6,000 万円	補助率：2/3
	■卒業枠	補助額：6,000 万円超～1 億円	補助率：2/3
【中堅企業】	■通常枠	補助額：100 万円～8,000 万円	補助率：1/2（4,000 万円超は 1/3）
	■グローバル V 字回復枠	補助額：8,000 万円超～1 億円	補助率：1/2

■緊急事態宣言特別枠　上記①～③の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和 3 年 1～5 月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で 30%以上減少している場合は、補助率を **3/4**（中堅企業は **2/3**）に引上げ　**※上限 1,500 万円**

＜お問合せ先＞事業再構築補助金事務局コールセンター
ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ：0570－012－088
IP 電話用：03-4216-4080　（9 時～18 時、平日のみ）

詳細については
事業再構築補助金ホームページ
をご参照ください。

助成金等（東京都）

ガイドライン等に基づく感染症対策の支援

業界団体が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う都内中小企業等に対し、経費の一部を助成します。

（1）単独申請　⇒　備品購入費、内装・設備工事費に対する助成金
＜限 度 額＞ **50 万円**（内装・設備工事費を含む場合は **100 万円**、換気設備工事を含む場合は **200 万円**）
※限度額は 1 店舗（事業所）ごとに適用されます
＜助 成 率＞ 助成対象経費の **3 分の 2** 以内
＜対象経費＞ ①ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な内装・設備工事費
【例】飛沫感染防止のためのパーテーション設置工事など
②ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な備品の購入費
（1 点あたりの購入単価が税抜 10 万円以上のもの）　【例】サーモカメラの購入など

（2）グループ申請　⇒　消耗品の共同購入費に対する助成金
＜利用条件＞ **3 者以上の中小企業者等によるグループ申請**
＜限 度 額＞ **30 万円** ※限度額はグループごとに適用されます　＜助 成 率＞ 助成対象経費の **3 分の 2** 以内
＜対象経費＞ ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な消耗品費
【例】ＣＯ2 濃度測定器の購入、アクリル板、消毒液など

（3）団体申請　⇒　指定する物品の共同購入費に対する助成金
＜利用条件＞ **会員に飲食店を含む中小企業団体等による申請　※法人格を有する団体**
＜限 度 額＞ **1 店舗あたり 10 万円**　＜助 成 率＞ 助成対象経費の **5 分の 4** 以内
＜対象経費＞ CO2 濃度測定器、アクリル板、消毒液、ビニールシート、体温計の購入のみ
※1 点あたり購入単価 10 万円（税抜）未満

（4）飲食店等による申請　⇒　消耗品の購入費に対する助成金
＜利用条件＞ **店舗にコロナ対策リーダーを配置する飲食店等**
＜限 度 額＞ **1 店舗あたり 3 万円**　＜助 成 率＞ 助成対象経費の **5 分の 4** 以内
＜対象経費＞ CO2 濃度測定器、アクリル板、消毒液の購入のみ
＜申請期限＞ （1）～（4）とも令和 3 年 10 月 31 日（日）まで　※当日消印有効

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京都中小企業振興公社　事務局
（1）（2）（3）TEL：03-4477-2886
9 時から 19 時まで（土日祝日は 17 時まで）
（4）TEL：03-6633-3815
10 時から 17 時まで（平日のみ）

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページを
ご参照ください。
(1)～(3)　(4)

助成金等（東京都）

飲食事業者の業態転換支援

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等に伴い、大きく売り上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売り上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成します。

＜助成対象＞ 東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む）

＜限 度 額＞ **100 万円**　＜助 成 率＞ 助成対象経費の **5 分の 4** 以内

＜申請期間＞ 第 20 回（令和 3 年 7 月 1 日（木）～令和 3 年 10 月 31 日（日）**当日消印有効**）

※申請方法等の詳細は東京都中小企業振興公社ＨＰ「業態転換支援事業」掲載の募集要項をご覧ください。

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京都中小企業振興公社　業態転換事務局
TEL：03-6260-7027　受付時間：平日 9:00～16:30

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。

助成金等（東京都）

飲食事業者向けテラス営業支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける都内の飲食店等を対象に、地方公共団体と地方公共団体が支援する団体が取り組む道路等占用許可基準の緩和措置を活用し、臨時的なテラス営業等を行う際に必要なイス・テーブル等を新たに調達する経費の一部を助成します。

＜限 度 額＞ **10 万円**　＜助 成 率＞ 助成対象経費の 3 分の 2 以内　＜申請期限＞ 令和 3 年 8 月 31 日（火）

※占用許可を取得し、令和 3 年 2 月 27 日から 9 月 30 日までにイス・テーブル等を調達し、テラス営業を実施する取組みが対象です。

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課　テラス事業担当
TEL：03-6260-7029　受付時間：平日 9:00~16:30

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。

助成金等（東京都）

緊急販路開拓助成事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高が減少した都内中小企業に対し、展示会出展費用等の経費の一部を助成します。

＜要　　件＞ 直近決算期（又は令和 2 年 12 月～令和 3 年 2 月）の売上高が前期と比較して 10%以上減少している都内中小企業者

＜対象経費＞ ①展示会参加費（出展小間料、資材費、輸送費）、EC サイト出店初期登録費用
②販売促進費（印刷物制作費、PR 映像制作費、広告掲載費、自社 web サイト制作委託費）
※②販売促進費のみの申請はできません。

＜限 度 額＞ **150 万円**　＜助 成 率＞ 助成対象経費の **5 分の 4** 以内　＜申請期限＞ 6 月 30 日（水）

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課
TEL：03-3251-7894

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。

助成金等（東京都）

観光事業者のオンラインツアー造成支援事業

都内の旅行業者、宿泊事業者、観光バス事業者がオンラインツアーを造成するための経費を支援します。

＜補助対象＞　都内の旅行業者、宿泊事業者、観光バス事業者

＜補助対象経費＞
- オンラインツアー造成等の企画実施に係る経費（現地調査費、広告宣伝費、旅行商品運営経費等）
- 参加者に提供する VR 映像等コンテンツ制作費

＜申請期限＞ 令和 4 年 1 月 31 日（月）（消印有効）

＜補助金上限／補助率＞ **200 万円（コンテンツ制作経費上限 100 万円）／ 補助率 2 分の 1**
ただし、以下に該当する場合、300 万円（コンテンツ制作経費上限 150 万円）／ 補助率 3 分の 2
- 令和 3 年 6 月 30 日（水）まで（消印有効）に申請（※）のあったもの
- 令和 3 年 10 月 31 日（日）まで（消印有効）に申請があり、海外向けにツアー造成を行うもの

※　経費の支払いを含め、令和 3 年 7 月 31 日（土）までに完了する事業に限ります。

＜お問合せ先＞
産業労働局観光部受入環境課
TEL：03-5320-5984

詳細については
東京都産業労働局ホームページ
をご参照ください。

助成金等（東京都）

観光業界における経営課題解決促進事業

観光業界団体等が取り組む、サービスのレベルアップや生産性向上に向けた取組等を支援します。

＜補助対象＞ 都内において「旅行者向けの事業を営む観光関連業界団体」
又は都内に営業施設を有する「4 者以上の中小企業の観光事業者で構成されるグループ」

＜補助対象事業＞ サービスのレベルアップや生産性向上に向けた取組
人材育成、感染症対策などの PR に関する取組　など

＜補助限度額・補助率＞ **1 団体（グループ）　2,000 万円 / 補助率 3 分の 2**

＜お問合せ先＞
産業労働局観光部受入環境課
TEL：03-5320-4674

詳細については
東京都産業労働局ホームページ
をご参照ください。

助成金等（東京都）

アドバイザーを活用した観光事業者支援事業

都内の観光事業者がアドバイザーなどの専門家からの助言を受けて行う経営の改善や新しい事業の展開に向けた取組等を支援します。

＜補助対象＞ 都内で旅行者向けに宿泊業、飲食業、小売業、旅行業、観光バス業などを営む事業者

＜補助対象事業＞ アドバイザーなど外部の専門家からの助言受けて行う経営の改善や新しい事業の展開に要する経費

＜補助限度額・補助率＞ **1 事業者　100 万円 / 補助率 3 分の 2**

＜お問合せ先＞
産業労働局観光部受入環境課
TEL：03-5320-4674

詳細については
東京都産業労働局
ホームページをご参照ください。

助成金等（東京都）

タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、タクシー事業者及びバス事業者が実施する乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

■タクシー事業者に対する支援

＜補助対象＞ タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席等を隔離する飛沫感染防止策

＜補助金上限／補助率＞ **1 台あたり 8 千円 / 補助率 5 分の 4**

＜申請期限＞ 令和 3 年 10 月 31 日（日）※消印有効

（タクシー事業者への支援）
詳細は東京観光財団ＨＰを参照

■バス事業者に対する支援

＜補助対象＞ 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染拡大防止に向けた取組等

＜補助金上限／補助率＞ **1 台あたり 8 万円(ただし、車両内への高効率空気清浄機等の設備を設置する場合は、1 台あたり 30 万円) / 補助率 5 分の 4**

＜申請期限＞ 令和 3 年 10 月 31 日（日）※消印有効

（バス事業者への支援）
詳細は東京観光財団ＨＰを参照

＜お問合せ先＞ 公益財団法人東京観光財団 地域振興部
観光インフラ整備課 TEL：03-5579-8463

助成金等（東京都）

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

宿泊事業者が取り組む、非接触型サービスの導入や施設整備の感染症対策の取組を支援します。

＜補助対象＞ 都内において**「旅館・ホテル営業」**又は**「簡易宿所営業」**を行っている施設

＜支援対象＞ （1）施設整備等に対する補助

①補助対象費用 宿泊施設において、感染症の感染拡大防止のために行う非接触型サービスの導入や感染症防止策等に対する費用

②補助金上限／補助率 **1 施設あたり 400 万円 / 補助率 3 分の 2**
※消耗品購入のみの場合は 1 施設あたり上限 100 万円

（2）アドバイザー派遣 宿泊事業者が 3 密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取組を実施する際、専門家がアドバイスを行います。**上限 5 回（無料）**

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL：03-5579-8463

詳細については
(公財)東京観光財団
ホームページをご参照ください。

助成金等（東京都）

宿泊施設の新たな活用に向けた客室等の環境整備支援事業

宿泊施設の新たな需要を開拓するため、宿泊事業者が企画する新たな滞在プランの提供に係る環境整備の取組を支援します。

＜補助対象＞　都内において「**旅館・ホテル営業**」又は「**簡易宿所営業**」を行っている施設

＜補助対象事業＞　宿泊施設が新たな需要を開拓するために企画する新しい滞在プランの提供のための環境整備(例：ルームシアター、立体音響設備等)

＜補助率・補助限度額＞　**2/3 以内　上限 100 万円**

＜お問合せ先＞
産業労働局観光部受入環境課
TEL：03-5320-4881

詳細については
東京都産業労働局ホームページ
をご参照ください。

助成金等（東京都）

宿泊施設テレワーク利用促進事業

宿泊施設をテレワーク利用する際の経費及び宿泊施設が利用環境を整備するための経費を支援することで、宿泊施設の新たなビジネス展開や「新しい日常」における事業者の働き方改革を促進します。

（1）テレワーク利用促進（事業者対象）

＜補助対象＞　都内事業者

＜補助対象事業＞　テレワーク（WEB 会議等を含む。）での都内宿泊施設の借り上げに要する経費
※宿泊を伴わない 1 日 1 室あたり 5,000 円以下のデイユースプランの利用に限定

＜補助額＞　**1 日 1 室当たり 3,000 円、1 か月当たり 100 万円を各上限とし、最大 3 カ月の利用** ※ 1 日 1 室当たり最低 1,000 円を自己負担

＜申請期限＞　令和 3 年 9 月 30 日（木）※必着

（2）テレワーク環境整備支援（宿泊施設対象）

＜補助対象＞　都内において「**旅館・ホテル営業**」又は「**簡易宿所営業**」を行っている施設

＜補助対象事業＞　宿泊施設がテレワーク利用に対応するための整備
（例：Wi-Fi の増強、ビジネス用の机・椅子やプリンター等）

＜補助率・補助限度額＞　**4/5 以内　上限 50 万円**

（3）テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業

テレワークの場を提供する宿泊施設と、自宅でテレワークを行うことが難しい社員などのテレワークの場を確保したい企業を募集し、マッチングすることで、テレワークの促進と宿泊施設の利用拡大を図ります。本事業に参加している宿泊施設は、ウェブサイトで紹介しています。

【HOTEL WORK TOKYO】　https://www.hotelwork.tokyo/

＜お問合せ先＞
産業労働局観光部受入環境課
TEL：上記(1)▷03-5320-5984　上記(2)▷03-5320-4881
東京都宿泊施設テレワーク活用事務局
TEL:上記（3）▷03-6628-8408

詳細については
東京都産業労働局ホームページ
をご参照ください。

助成金等（東京都）

テレワーク促進助成金

テレワークの促進に向け、テレワーク機器・ソフト等の環境整備に係る経費を助成します。

＜対　　象＞　①常用する労働者が**2 人以上 30 人未満**の企業
②常用する労働者が**30 人以上 999 人以下**の企業　※いずれもその他要件有

＜補助上限額＞　①150 万円　②250 万円　＜補 助 率＞　①2/3　②1/2

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
TEL：03-5211－5200

詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。

助成金等（東京都）

テレワーク・マスター企業支援奨励金

「テレワーク定着トライアル期間（5/12～9/30）」中に、「週３日・社員の７割以上」、３か月間テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として認定し、Web サイト上で PR を行います。
また、「テレワーク・マスター企業」に対し、通信費や機器・ソフト利用料など企業が負担・支出した経費に基づき算定した最高 80 万円の定額の奨励金を支給いたします。

＜対　　象＞ ①「テレワーク東京ルール」実践企業宣言に登録
②トライアル期間中に、テレワーク実施可能な社員数のうち、「週３日・社員の７割以上」、３か月間テレワークを実施　※その他要件有

＜奨励金額＞
・テレワーク実施人数 70 人以上　**80 万円**　・テレワーク実施人数 50 人以上　**60 万円**
・テレワーク実施人数 30 人以上　**40 万円**　・テレワーク実施人数 30 人未満　**20 万円**
※社員がテレワークを実施するために企業が実際に負担・支出した経費が、定額の奨励金（10～80 万円）以上となることが支給要件
※小規模企業特例　10 万円

＜お問合せ先＞
○「テレワーク・マスター企業」の認定制度について
産業労働局 雇用就業部 労働環境課　TEL：03-5320-4657
○奨励金について
公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
「テレワーク・マスター企業支援奨励金」事務局
TEL：03-6734-1301（平日 9 時～17 時 ※12 時～13 時除く）

詳細については、以下のホームページをご参照ください。
○「テレワーク・マスター企業」の認定制度について
⇒TOKYO はたらくネット
○奨励金について
⇒東京しごと財団ホームページ

助成金等（東京都）

小規模テレワークコーナー設置促進事業

地域の個店や商業施設等を活用して小規模なテレワークコーナーを設置する都内中小企業等に対し、整備費等の経費を助成します。

コース	助成金額、助成率	助成対象となる主な費用の例	対象
小規模テレワークコーナー設置コース	助成限度額：50万円 助成率：1/2	・机、イス、パーティション等購入経費 ・ Wi-Fi・電源等設置経費	常用する労働者が300人以下の企業で、都内に本社または事業所を置く事業者等 （9月末までの設置・営業開始が要件）
ボックス型サテライトオフィスモデル設置コース	助成限度額：600万円 助成率：4/5 ※特例10/10	・ボックス設置に係る購入・整備費又はリース料	地域の経済団体等（商工会議等） （9月末までの設置が要件）

※令和３年７月末までに、会員企業等に対してテレワーク関連セミナーの実施等の取組を開始した場合

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
TEL：03-5211-1756

詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。

助成金等（東京都）

雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進事業

「雇用安定化就業支援事業※」・「雇用創出・安定化支援事業」（P.21 参照）を活用して、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方を正社員として採用し、採用後も職場定着に向けて指導育成の取組を行った中小企業等に対し、助成金を支給します。

◇対象事業者　「雇用安定化就業支援事業※」・「雇用創出・安定化支援事業」（P.21 参照）を活用して正社員を採用した中小企業等（都内に雇用保険事業所を置く事業主に限る）

（※）**雇用安定化就業支援事業**（令和２年９月から令和３年３月まで緊急支援策として行っていた事業）
新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、派遣社員として約１か月の「トライアル就労」の機会を提供し、その後に派遣先企業等への正社員就職を目指す事業

◇助成要件　対象労働者を採用後６か月経過した後、指導育成計画の策定や指導育成者（メンター）による指導等を実施すること。

◇助成額　**１人につき 20 万円**

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
TEL：03-5211－1080

詳細については
東京しごと財団ホームページ
をご参照ください。

助成金等（国）

雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

◇地域特例※1・業況特例※2に該当する場合（5月・6月・7月〈予定〉）

※1 地域特例：緊急事態措置等実施区域で知事の要請を受けて時短等に協力する事業主

※2 業況特例：生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ3カ月の平均値30%以上減少した事業主

① 休業手当に対する助成率（中小企業 **4/5**、大企業 **4/5**）

② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 **10/10**、大企業 **10/10**）

※助成額の上限：対象労働者1人1日当たり15,000円

※学生アルバイト・パート労働者も対象（「緊急雇用安定助成金」として支給）

＜お問合せ先＞
最寄りのハローワークまたはコールセンター
TEL：0120-60-3999(土日・祝日含む 9:00～21:00)

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。

助成金等（国）

産業雇用安定助成金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。

＜助成率・助成額＞

○**出向運営経費**：出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

○**出向初期経費**：就業規則や出向契約書の整備費用、出向者を受け入れのための機器や備品の整備など、出向の成立に要する措置を行った場合に助成

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※出向元が雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先が労働者を異業種から受け入れる場合等について加算

＜お問合せ先＞
最寄りのハローワークまたはコールセンター
TEL：0120-60-3999(土日・祝日含む 9:00～21:00)

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。

助成金等（国）

両立支援等助成金（厚生労働省）

◇育児休業等支援コース〔新型コロナウイルス感染対応特例〕

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業をした小学校等に通う子供の世話を行う労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主に助成金を支給します。

助成額　1人当たり5万円 / 1事業主につき10人まで（上限50万円）

※特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。

※このほか、介護離職防止支援コース〔新型コロナウイルス感染対応特例〕（5日以上10日未満：20万円 / 10日以上35万円）もございます。

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。

※令和3年3月31日までの休暇取得分を対象とした**「小学校休業等対応助成金」**もあわせてご活用ください。

助成金等（東京都）

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む都内中小企業等に奨励金を交付します。（1事業所10万円）

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団　雇用環境整備課
TEL：03-5211-2315

詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。

助成金等（東京都）

妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業

妊娠中の女性労働者が新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇を安心して取得できる環境を整備するため、奨励金を支給します。

◇**対象者**　厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の支給決定を受けた都内中小企業等のうち、当該措置による休暇等を新たに就業規則に規定した企業

◇**支給額**　**10万円**　　◇**申請受付期間**　令和３年６月１日（火）～ 令和４年３月31日（木）

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団　雇用環境整備課
TEL：03-5211-2399

詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。

融資（東京都）

新型コロナウイルス感染症対応融資

令和３年度から、感染症の影響を受けた都内中小企業者の方を対象に、金融機関の伴走支援により事業者の経営改善をサポートするメニュー「伴走全国」「伴走対応」を開始します。

■２メニュー共通

＜対　　象＞　新型コロナウイルス感染症の影響により売上が15%以上減少している事業者
※区市町村によるセーフティネット４号・５号、危機関連保証の認定が必要
（セーフティネット５号の場合も、売上減少は15%以上であること）

＜経営支援＞　融資実行から５年間、金融機関が事業者の経営改善を伴走支援
※融資申請時に、事業者は経営行動計画の策定が必要

新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走全国）

融資限度額	４千万円
融資期間	運転資金・設備資金10年以内（据置５年以内）
融資利率	1.7%以内～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%以内～2.0%以内）
信用保証料	事業者負担なし（令和３年６月21日～12月末まで）

新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走対応）

融資限度額	２億４千万円
融資期間	運転資金・設備資金10年以内（据置５年以内※）
融資利率	1.7%以内～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%以内～2.0%以内）
信用保証料	４千万円まで：事業者負担なし、４千万円超：事業者負担1/4 （いずれも令和３年６月21日～12月末まで）

※危機関連保証を利用する場合は据置期間２年以内

事業転換・業態転換等支援融資(新型コロナウイルス感染症対応)

感染症の影響を受けながらも、デジタルトランスフォーメーション（DX）活用等により事業転換や事業の多角化、デリバリー対応等の業態転換に取り組む都内中小企業を支援するため、「事業転換・業態転換等支援融資（新型コロナウイルス感染症対応）」を新設します。

＜対　　象＞　以下をいずれも満たす事業者
・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が5%以上減少していること
・事業転換や事業多角化、業態転換に取り組むこと

融資限度額	２億８千万円
融資期間	運転資金・設備資金15年以内（据置５年以内）
融資利率	1.7%以内～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%以内～2.0%以内）※
信用保証料	８千万円まで：負担なし、８千万円超：1/4

※テレワーク導入等に伴う利率優遇あり

融資のお申込みは、都内各金融機関で受け付けます。
＜お問合せ先＞
産業労働局 金融部 金融課 TEL：03-5320-4877

詳細については
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください。

融資（国）

政府系金融機関による無利子・無担保融資

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」、商工中金による「危機対応融資」（各融資とも融資後３年間まで0.9%金利引下げ/無担保）等により借入を行った中小企業者等のうち、一定の売上減少等があった事業者に対して、利子補給を実施します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

日本政策金融公庫

■「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

融資限度額：別枠　中小事業６億円、国民事業8,000万円

＜問合せ先＞日本政策金融公庫　【平日】☎ 0120-154-505

【土日祝】☎ 0120-112476(国民) ☎ 0120-327790(中小)

■「新型コロナウイルス対策マル経融資」

融資限度額：別枠1000万円

＜問合せ先＞日本政策金融公庫の本支店
又はお近くの商工会・商工会議所へ

商工中金

■「危機対応融資」

融資限度額：６億円

＜問合せ先＞
商工組合中央金庫相談窓口
☎ 0120－542－711
（平日・土曜）

＜資金繰り支援全般に関するお問合せ先＞
中小企業 金融相談窓口
TEL：0570-783183（平日・休日 9:00～17:00）

＜特別利子補給制度に関するお問合せ先＞
（独）中小企業基盤整備機構
TEL：0570-060515

融資（国）

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

■資本性劣後ローン〈主な貸付条件〉

貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：５年１ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

貸付利率：当初３年間一律、４年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初３年間及び４年目以降赤字	４年目以降黒字	
		５年１ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	0.95%	3.30%	4.70%

＜お問合せ先＞
日本公庫　＜平日＞☎0120-154-505　＜土曜＞☎0120-112476（国民）、☎0120-327790（中小）
商工中金　＜平日・土曜＞☎0120-542-711

融資（東京都）

新型コロナウイルス感染症対応 農林漁業特別対策資金

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす農林漁業者等の方が対象です。

融資限度額	法人：１，０００万円、個人：２００万円
資金使途	経営維持に必要な用品等の購入費、中～長期運転資金　等
融資期間	５年（据置１年）
融資利率	0%　**※利子を全額補給**

○申請受付期間　令和３年６月３０日（水）まで

＜お問合せ先＞
産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

融資の申込方法等詳細は、以下までお問合せください。
（農業）各ＪＡ、東京都信用農業協同組合連合会 TEL：042-523-3101
（林業）産業労働局 農林水産部 調整課　TEL：03-5320-4817
（漁業）東日本信用漁業協同組合連合会東京支店　TEL：03-3458-3031

※融資及び保証に当たって所定の審査があります。
※保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかる場合があります。

詳細については
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください。

資金繰り（融資）相談・経営相談（東京都）

受付時間　<資金繰り（融資）に関する相談>　平日 9：00～17：00
<経営に関する相談>　（月）・（水）～（金）9：00～16：30 、（火）9：00～19：00

新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰り（融資）に関する相談

＜相談窓口＞　産業労働局金融部金融課（東京都新宿区西新宿 2-8-1　都庁第一本庁舎 19 階北側）
＜電話相談＞　03-5320-4877

■経営に関する相談

＜相談窓口＞　公益財団法人東京都中小企業振興公社　総合支援課
（東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 階）
＜電話相談＞　03-3251-7881　　＜E メール相談＞　sien@tokyo-kosha.or.jp

フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口

フリーランスを含む個人事業主の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰り（融資）に関する相談

＜相談窓口＞　産業労働局金融部金融課　＜電話相談＞　03-5320-4877

■経営に関する相談（契約トラブル等）

＜相談窓口＞　公益財団法人東京都中小企業振興公社　総合支援課
＜電話相談＞　03-3251-7881　　＜E メール相談＞　sien@tokyo-kosha.or.jp
※法律相談となる場合は、平日 13 時～15 時（事前予約制）となります。

労働相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント（「リモートハラスメント」も含みます）等に関する相談をお受けします。

＜相談窓口＞東京都労働相談情報センター　＜対応時間＞平日 9：00 ～ 20：00／土曜 9：00 ～ 17：00
＜相談受付＞　0570-00-6110（東京都ろうどう 110 番）　※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

※ 担当区域（会社所在地）の事務所でも相談をお受けしています。
各事務所の電話番号についてはホームページをご覧ください。（平日 9：00～17：00）

経営相談（東京都）

事業承継等の経営課題に対するオンライン相談

事業承継に関することやその他経営全般について、中小企業の皆様からのご相談にオンラインで対応します。

※電話又はメールにて事前に予約をお取りください。
＜電話＞03-3251-7881　＜メール＞sien@tokyo-kosha.or.jp（記入内容はホームページをご参照ください）
＜実施時間＞　経営相談：平日 9：00～17：00
法律相談：平日 13：00～15：00
（電話・来社・E-mail でのご相談にも対応しています。）

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。

経営相談及び専門家派遣（国）

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（経済産業省）

中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等 1,050 拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

平日のご相談⇒　　土日・祝日のご相談⇒

専門家による経営アドバイス

①全国よろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応します。
最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。
②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。
派遣申請に当たっては、事前に「よろず支援拠点」または「中小企業１１９」へのご相談が必要です。

東京都よろず支援拠点　　中小企業 119

専門家派遣（東京都）

専門家派遣（新型コロナウイルス感染症対応特別枠）

コロナ禍により経営環境が大きく変化する中で、業態転換やオンラインを活用した販路開拓など、多様化する中小企業の支援ニーズに即した専門家を派遣します。（1社4回まで。無料）

※「総合相談窓口」又は「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」にて相談を実施した上で、支援が必要と認められた企業が対象です。

※ 中小企業の支援ニーズに応じ、複数の専門家による支援も実施します。
また、ご希望に応じて、オンラインでの対応も可能です。

＜受付期間＞ 令和3年5月12日（水）から令和3年6月30日（水）まで

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京都中小企業振興公社　総合支援課　TEL：03-3251-7881
「総合相談窓口」又は「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」（平日：9:00～17:00）

経営相談及び専門家派遣（東京都）

事業再生特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により急激に経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている中小企業の皆様からのご相談に対応します。必要に応じて支援方針を策定の上、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。（1社16回まで。無料）

＜支援内容（例）＞ ・経営改善（コスト削減・事業の一部見直し等）に向けたアドバイス
・資金繰りに関するアドバイス　・経営改善計画策定及び実行の支援　等
※電話又はメールにて事前に予約をお取りください。

＜電話＞ 03-3251-7885　＜メール＞ saisei@tokyo-kosha.or.jp　＜受付時間＞ 平日9：00～17：00

詳細については
東京都中小企業振興公社ホームページをご参照ください。

専門家派遣（東京都）

観光事業者の経営力強化支援事業

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている観光事業者（宿泊施設、飲食店、免税店、観光施設等）を対象に、専門家を派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施します。（1社5回まで。無料）

※派遣に当たっては、事前に申請をしていただき、支援が必要と認められた事業者を対象に実施します。

＜お問合せ先＞
産業労働局　観光部　受入環境課
TEL：03-5320-4674

詳細については
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください。

専門家派遣（東京都）

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする従業員の休業等にあたり、国の雇用調整助成金の特例措置等を利用する中小企業等に、専門家を派遣し、以下について具体的な相談・助言を行います。
（1社5回まで。1回あたり原則2時間以内。無料）

◇ **内容**
- 「雇用調整助成金」・「緊急雇用安定助成金」の特例措置(新型コロナウイルス感染症関係)又は「産業雇用安定助成金」に関すること(申請手続き及びそれに伴う制度整備等)
- 「両立支援等助成金『新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース』」又は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関すること(申請手続き及びそれに伴う制度整備等)
- 「両立支援等助成金『育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）』」に関すること(申請手続き及びそれに伴う制度整備等)

◇ **申請受付**　令和3年9月10日（金）まで　※派遣期間は令和3年10月31日（日）まで

＜お問合せ先＞
労働相談情報センター　事業普及課
TEL：03-5211-2248

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。

専門家派遣（東京都）

新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業

新型コロナウイルスワクチンの接種及びそれに伴う事由（副反応等）を理由とした特別休暇制度等の整備に取り組む中小企業等に、社会保険労務士等の専門家を派遣し、助言等を行います。
（１社５回まで。１回あたり原則２時間以内。無料）

◇ **申請受付**　令和３年６月16日（水）から令和４年２月10日（木）まで(派遣期間は３月31日（木）まで)

＜お問合せ先＞
労働相談情報センター　事業普及課
TEL：03-5211-2248

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。

その他（東京都）

テレワークオンラインセミナー

経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナーを開催します。

＜お問合せ先＞
東京テレワーク推進センター
TEL：03-3868-0708

詳細については
東京テレワーク推進センター
ホームページをご参照下さい。

その他（東京都）

水道料金・下水道料金の支払猶予

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、お支払いの猶予をいたします。

◇**内容**　・申出日から最長で１年間、お支払いを猶予　※猶予期間は、原則４か月ごとに設定
・支払猶予の対象は、申出時点でお支払いになっていない料金と、猶予期間中の検針に基づき新規に請求する料金

◇**受付期間**　令和３年９月30日（木）まで

詳細については**東京都水道局**
ホームページをご参照ください。

＜お問合せ先＞
【区部】水道局お客さまセンター　TEL：03-5326-1101
【多摩】水道局多摩お客さまセンター　TEL：0570-091-101（ナビダイヤル）
TEL：042-548-5110（携帯電話・一部の IP 電話からはこちら）
ファクシミリでも受付可：【区部】03-3344-2531　【多摩】042-548-5115

その他（東京都）

都税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。

◇**対象**　全ての都税（自動車税環境性能割、狩猟税、個人の都民税等を除く）
◇**猶予期間**　１年間　◇**延滞金**　全額免除　◇**担保**　不要
◇**条件**　新型コロナウイルスの影響により、例えば以下のようなケースに該当する方が対象となります。
・令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る収入（給与や売上など）が前年同期（又は前々年同期）に比べて概ね20％以上減少している場合
・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族がり患され、入院等で多額の費用を要した場合
・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合
・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した場合

＜お問合せ先＞
所管の都税事務所又は支庁

詳細については**東京都主税局**
ホームページをご参照下さい。

その他（東京都）

固定資産税に係る軽減制度

◇生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長します。

＜お問合せ先＞
資産の所在する区にある都税事務所

詳細については**東京都主税局**
ホームページをご参照下さい。

給付金等（国）

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった方に対して、休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務・シフトの日数減少なども対象となります。

◇**支給金額**　休業実績に応じて**休業前賃金相当額の原則８割**を支給

	申請対象期間	申請期限	支給上限日額	支給割合
中小企業	令和２年10月～令和３年４月	令和３年７月31日（土）	**11,000円**	**８割**
	令和３年５月～６月	令和３年９月30日（木）	**9,900円（※）**	
大企業（シフト制労働者等）	令和２年４月～６月	令和３年７月31日（土）	**11,000円**	**６割**
	令和３年１月８日～４月			**８割**
	令和３年５月～６月	令和３年９月30日（木）	**9,900円（※）**	

※緊急事態措置等の実施区域の知事の要請を受けて時短等に協力する飲食店等の労働者については、令和３年５月～６月の期間について11,000円。

＜お問合せ先＞
休業支援金・給付金コールセンター
TEL：0120-221-276　（平日 8:30～20:00/土日祝は～17:15）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。

給付金等（国）

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

◇**支給額**　児童扶養手当受給者等のひとり親世帯、その他住民税非課税の子育て世帯の方に、**児童一人あたり一律５万円**

＜お問合せ先＞コールセンター
【ひとり親世帯】TEL：0120-400-903
【住民税非課税の子育て世帯】TEL：0120-811-166

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。

給付金等（国）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（厚生労働省）

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」を対象に支援金を支給します。

◇**支給額**　令和３年１月１日から３月31日までの間に就業できなかった日について、**１日当たり7,500円（定額）**

◇**申請期限**　**令和３年６月30日**

＜お問合せ先＞
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。

給付金等（国）

住居確保給付金（厚生労働省）

離職・廃業から２年以内の方に加え、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方を対象に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主へ支給します。

◇**支 給 額**　〈東京都特別区の目安〉単身世帯：53,700円、２人世帯：64,000円、３人世帯：69,800円

◇**支給期間**　原則３か月（一定の要件を満たす場合には３か月の延長・再延長が可能（最長９か月まで））

※特例措置により３カ月間の再支給が可能となりました（申請期限は令和３年９月末まで）

※お申込みはお住いの区市町村の自立相談支援機関まで https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf

＜お問合せ先＞
相談コールセンター
TEL：0120-23-5572（平日 9:00～17:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。

融資（国）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業や失業等による 緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）

新型コロナ感染症の影響を受け、貸付の対象を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

■緊急小口資金

〔**対象**〕 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

〔**貸付額**〕 **20 万円以内（一括交付）**/据置期間 1 年以内/返済期間 2 年以内/連帯保証人不要、無利子

〔**申込先及び問い合わせ先**〕**お住いの区市町村社会福祉協議会**

■総合支援資金（生活支援費）

〔**対象**〕 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

〔**貸付額**〕**世帯人数 2 人以上：月額 20 万円以内 / 単身：月額 15 万円以内**

貸付期間：原則 3 か月以内（送金は、1 か月ごとの分割交付）/据置期間 1 年以内
返済期間 10 年以内/連帯保証人不要、無利子
※本資金は、緊急小口資金（特例貸付）と同時に貸付けることはできません。
※令和 3 年 3 月までに初回貸付を申請し、貸付期間の 3 か月目になお生活困窮の状態が続いている場合、自立相談支援機関の支援を受けることで、1 回（3 か月以内）まで貸付を延長することができます。
※令和 3 年 8 月までに緊急小口資金・総合支援資金の貸付が終了した世帯で、再貸付の申請前に自立相談支援機関の支援を受ける場合、1 回（3 か月以内）まで再貸付を受けることができます。

〔**申込先及び問い合わせ先**〕**お住いの区市町村社会福祉協議会**

緊急小口資金、総合支援資金のチラシはこちら
（社会福祉協議会の連絡先は
このチラシをご参照ください）

詳細については
東京都福祉保健局
ホームページをご参照ください。

融資（東京都）

中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員（非正規雇用を含む）の方の生活の安定を図るため、実質無利子の融資を行います。

＜主な融資条件＞

融資限度額	**100 万円**
返済期間・返済方法	5 年以内・元利均等月賦返済
融資利率	1.8%　※利子については全額都が負担
保証料	全額都が負担
申込窓口	**中央労働金庫（都内本支店またはローンセンター）** ※お勤め先又はお住まいの最寄りの本支店にお問い合わせください。

＜お申込いただける方＞　※お申込後、金融機関による審査があります。

1　お勤め先の会社等が次のいずれかに該当している方

会社等の業種	資本金・出資金又は従業員数
小売業	5 千万円以下　又は　50 人以下
サービス業	5 千万円以下　又は　100 人以下
卸売業	1 億円以下　又は　100 人以下
上記以外の業種	3 億円以下　又は　500 人以下

2　現在の勤務先に 6 か月以上勤務し、現住所に 3 か月以上居住している方であって、勤務先、現住所のどちらかが東京都内にあること
3　年間収入(税込)が 800 万円以下の方
4　住民税の滞納がない方
5　借入金の使途が生活の安定のためであって、返済の見込みのある方

＜お問合せ先＞
産業労働局 雇用就業部 労働環境課
TEL：03-5320-4653

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。

職業訓練（東京都）

緊急対策委託訓練

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により離職等を余儀なくされた主に宿泊・飲食・小売業等の方々に対し、成長産業であるＩＴや人手不足が顕著な医療・介護などの分野への業種転換ができるよう職業訓練を実施します。この訓練は、東京都が民間の教育訓練機関に委託して実施します。

◇**定員**　1,000 名

◇**募集**　8 月生（5 月 28 日～6 月 10 日）、9 月生（6 月 22 日～7 月 5 日）、10 月生（7 月 21 日～8 月 5 日）

＜お問合せ先＞
産業労働局雇用就業部能力開発課
TEL：03-5320-4807

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。

就職支援（東京都）

早期再就職緊急支援事業（就職１day トライ）

新型コロナウイルスの影響により離職された方などに対して、短期集中的な就職支援プログラムを実施し、早期の再就職を支援します。

◇**主な内容**　キャリアカウンセリングや就職準備・業界研究セミナー、就職面接会を１日で集中して実施するプログラム

◇**開催回数**　**全 24 回（区部会場 18 回、多摩会場 6 回）**

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団　しごとセンター課
TEL：03-5211-1571

詳細については
東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。

就職支援（東京都）

業界連携再就職支援事業

介護やＩＴなど人手不足の業界について、業界団体と連携し、業界特有の知識・技能を学ぶ講習などを実施するとともに、業界団体会員企業による合同面接会を通じてマッチングを行い、未経験業界への再就職を支援します。（講習等１日あたり 5,000 円の就活支援金を支給（支給要件あり））

◇**対象者**　次のいずれも満たす方
- 都内で就業する意思があり、プログラム最終日の合同面接会に参加する意思のある者
- 講習などに全日程参加できる者

◇**主な内容**　業界団体と連携した講習、会員企業による合同面接会など

◇**開催回数**　５つの業界（コース）について、各２回

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団　しごとセンター課
TEL：03-5211-6987

詳細については
東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。

就職支援（東京都）

デジタル人材育成支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により離職した若者が、成長産業である IT 分野に就職できるよう、必要となるスキルを習得できる職業訓練とキャリアカウンセリング等の再就職支援を一体的に行います。

＜**対象者**＞ 以下の（１）～（４）の全てに該当し、訓練を休まず受講できる方
（１）35 歳以下（２）求職中の方または非正規雇用で就業している方
（３）IT 関連業務の経験がない方または少ない方
（４）都内の IT 関連業界等の専門人材等（正社員）として就職を希望する方

＜**訓練開始時期と募集期間**＞

＊募集期間やコース内容は応募状況によって変更になる場合があります。＊募集期間は概ね１か月を予定しております。

プログラミングコース（約2か月）各40名程度	訓練開始時期	7月1日(木)～	9月1日(水)(予定)～	11月1日(月)(予定)～	1月4日(火)(予定)～
	募集期間	5月17日(月)～	7月19日(月)～	9月20日(月)～	11月15日(月)～

ITインフラコース（約3か月）各40名程度 ①セキュリティ（各20名程度）②クラウド（各20名程度）	訓練開始時期	7月1日(木)～	10月1日(金)(予定)～	1月4日(火)(予定)～
	募集期間	5月17日(月)～	8月16日(月)～	11月15日(月)～

＜お問合せ先＞
「デジタル人材育成支援事業」運営事務局
TEL：0120-522-633

詳細については
専用ホームページを
ご参照ください。

就職支援（東京都）

雇用創出・安定化支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、派遣社員として１回約２か月の「トライアル就労」の機会を提供し、その後の派遣先企業等への正社員就職を後押しします。

◇**対象者**　都内での正社員就労を希望する者

◇**主な内容**　１人あたり最大３社での労働者派遣によるトライアル就労可能
１回のトライアル就労期間は最大２か月（有給・交通費支給）
トライアル就労にあたり必要な知識や情報をｅラーニングにより提供

※「雇用創出・安定化支援事業」を活用して、正社員として採用し、採用後も職場定着に向けて指導育成の取組を行った企業に対し、助成金を支給します（P.11「雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進事業」参照）

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団　しごとセンター課
TEL：03-5211-6986

詳細については
東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。

就職相談（東京都）

オンライン就職支援事業

就職活動中の学生や求職者等を対象に、専用のサイトを開設し、キャリアカウンセラーによる就職相談、就職セミナー、企業説明会等をオンラインで実施します。また、学生向けに、アルバイト探しの相談も行います。

＜お問合せ先＞
公益財団法人東京しごと財団　しごとセンター課
TEL：03-5211-1571

詳細については
東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。

就職相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急就職相談ダイヤル・相談窓口

新型コロナウイルスの影響により、内定取消し、雇い止め、解雇等で離職された方に対する就職相談をお受けします。

＜**支援内容**＞　・今後のお仕事探しについての相談・カウンセリング
・東京しごとセンターで提供している各種就職支援プログラム等のご案内
・その他、関係機関・窓口の紹介

＜**相談窓口**＞　東京しごとセンター1Ｆ総合相談フロア（東京都千代田区飯田橋 3-10-3）

＜**電話相談**＞　**03-5213-5013**　＜**対応時間**＞　平日 9：00 ～ 20：00／土曜 9：00 ～ 17：00

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できる限り電話相談をご利用ください。

労働相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント（「リモートハラスメント」も含みます）等に関する相談をお受けします。

＜**相談窓口**＞東京都労働相談情報センター　＜**対応時間**＞平日 9：00 ～ 20：00／土曜 9：00 ～ 17：00

＜**相談受付**＞　**0570-00-6110**（東京都ろうどう 110 番）　※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

※ 担当区域（会社所在地）の事務所でも相談をお受けしています。
各事務所の電話番号についてはホームページをご覧ください。（平日 9：00～17：00）

労働相談（東京都）

新型コロナウイルス感染症に関する休業支援金・給付金、雇用調整助成金の特例措置、学校等休業助成金に関する相談

休業支援金・給付金等の申請手続きについて、社会保険労務士による相談を行います。

※相談員は、助成金等の概要や手続きについて、一般的な説明や助言を行います。また、各助成金等の支給決定は国において行うため、支給を保証するものではありません。

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。

＜**相談窓口**＞　東京都労働相談情報センター

＜**電話相談・来所予約受付**＞　**03-3265-6117**　※来所相談は要予約

＜**対応時間**＞　水曜日・金曜日　9：30～11：30 ※来所予約は、平日 9：00～17：00 にお受けしています。

その他（東京都）

ＴＯＫＹＯチャレンジネット

仕事はあるけど家がない人や離職中の人を対象とした相談窓口です。

インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、サポートセンターであるＴＯＫＹＯチャレンジネットを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施しております。

※今回の新型コロナウイルスに関連して、生活相談や住居相談を希望する方については、以下により支援を行っています。

- ○ **就労による自立した生活を目指している方への支援**
- ○ **一時利用住宅の拡充（アパート等の借上げ）：一時利用住宅を 500 戸で実施**
- ○ **緊急的な一時宿泊場所の確保（ビジネスホテル等の借上げ）**

＜お問合せ先＞
ＴＯＫＹＯチャレンジネット
TEL：0120-874-225
TEL：0120-874-505（女性専用ダイヤル）

詳細については
東京都福祉保健局
ホームページをご参照ください。

その他（東京都）

こころといのちを支えるための相談窓口（電話・LINE）

生きることの包括的な支援として、相談窓口を設置しています。消えてしまいたいほどつらい時、気持ちに寄り添い、必要な支援につなげます。

■電話相談「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～」
毎日 14：00～翌朝 5：30　**☎0570-087478**（はなしてなやみ）
※相談料は無料です。（別途、通話料がかかります。）

■LINE 相談「相談ほっと LINE@東京」
毎日 15：00～21：30　LINE アプリで右の 2 次元バーコードから友だち登録をお願いします。
※このほか、各種電話相談窓口があります。

友だち登録用

＜お問合せ先＞
福祉保健局 保健政策部 健康推進課 自殺総合対策担当
TEL：03-5320-4310

各種相談窓口の詳細については
福祉保健局ホームページを
ご参照ください。

その他（東京都）

水道料金・下水道料金の支払猶予

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、お支払いの猶予をいたします。　▷内容は、P.17 をご確認ください。

その他（東京都）

都税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。
▷内容は、P.17 をご確認ください。

その他（東京都）

多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供

多摩地域の宿泊施設の客室を確保し、希望する方にサテライトオフィスとして提供します。

＜対象者＞　都内在住又は在勤で、企業等で働く方(個人事業主を含む)
＜提供室数＞　1 日あたり計 200 室　※予約先着順
＜提供時間帯＞　原則 8 時から 19 時まで(施設により異なる場合があります)
＜利用料金＞　1 日 1 室 1,000 円(税込)

＜お問合せ先＞
産業労働局　観光部　受入環境課
TEL：03-5320-5984

詳細については
東京都産業労働局
ホームページをご参照ください。

発行／東京都産業労働局総務部総務課
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号　TEL　03-5320-4862
登録番号（3）43
（令和 3 年 6 月発行）